

【令和7年度】第1回「医療機関に所属する救急救命士に対する研修の講師となる人材のための講習会」

質疑応答集

| No. | 質問内容 | 回答内容 | 回答者 |
|-----|---|--|------|
| 1 | <p>包括指示について医師の直接的指示が必要とのことでしたが、パルスオキシメーターなどはプロトコルでの事前指示ではだめでしょうか。</p> | <p>ガイドラインの中に直的指示で行うことと記載されている。子の記載の中には事前指示という言葉は出てこないため、基本的には直接指示が必要となる。医療機関の中に必ず医師がいるため、パルスオキシメーターで測定してくださいとの指示を出していただくのが良い。</p> <p>ただし、指示の出し方を工夫することはできる。バイタルを取ってくださいという指示の中に血圧、パルスオキシメーター、体温の計測も含まれていればその一言で指示を出すことができると思う。支持の内容については事前に院内の救急救命士に関する委員会の中で決めておく必要がある。</p> | 植田先生 |
| 2 | <p>救急救命士が使用できる輸液製剤は乳酸リンゲル液に限られているが、看護師等により事前に生理食塩水でルート確保されている傷病者に対して、医師の指示を受けてそのルートからアドレナリンを投与することは可能なのでしょうか。もしダメなら乳酸リンゲル液につなぎ変えて実施すれば良いのでしょうか。</p> | <p>現在厚生労働省が検討していると伺っている。結果が出てからの報告となる。</p> | 植田先生 |
| 3 | <p>今回の講義資料はいただくことは可能でしょうか。</p> | <p>本日使用している資料は著作権の関係で厚生労働省に確認を行っている。確認後HPに掲載する予定である。</p> <p>また、過去の講義資料は厚生労働省のHP (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26164.html)で公開されている。</p> | 事務局 |
| 4 | <p>静脈路確保の際に採血ができるように救急救命士法を改正する働きかけはあるのでしょうか。働きかけがあるならば、採血ができるようになる見込みはあるのでしょうか。働きかけがなされていないならば、その理由を教えてくださいませんか。</p> | <p>採血については過去の講習会でも同様の質問があり、厚生労働省に投げかけている。</p> | 植田先生 |

【令和7年度】第1回「医療機関に所属する救急救命士に対する研修の講師となる人材のための講習会」

質疑応答集

| No. | 質問内容 | 回答内容 | 回答者 |
|-----|---|---|------|
| 5 | <p>乳酸リンゲル液以外の輸液製剤が使用できるように厚労省で検討中とのことですが、時間を要している理由（なぜ乳酸リンゲル液の限定を解除するのが難しいのか）について、教えていただけないでしょうか。</p> | <p>乳酸リンゲル液以外の輸液について厚生労働省にて検討中と伺っている。内閣府の答申の中にも含まれていたため、検討されているかと思う。</p> <p>検討に時間を要している理由は厚生労働省に問い合わせないとわからない。</p> | 植田先生 |
| 6 | <p>アドレナリン以外の薬剤をシリンジに入れる作業は救急救命士が行うのは問題ないか。</p> | <p>アドレナリン以外の薬剤を注射器に入れる行為は、投与ではなく準備の段階に当たるため、救急救命士でも作業可能である。</p> | 植田先生 |